

平成15年2月21日

島根県報

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良区理事長から土地改良事業の変更施行について認可の申請があり、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査の結果、土地改良事業計画の変更を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成十五年二月二十一日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
松江市土地改良区	仲田下地区用排水施設事業 (ため池等整備事業)	土地改良事業 計画書の写し	告示の日から 二十一日間	松江市役所

島根県告示第百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成十五年一月十三日付で県営土地改良事業に係る下田地区の換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十五年二月二十一日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第一項の規定に基づき、次の者から市町村営土地改良事業の施行について協議があり、同条第五項において準用する同法第八条第一項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成十五年二月二十一日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
佐田町	上橋波地区農道事業 (地すべり関連事業)	土地改良事業 計画書の写し	告示の日から 二十一日間	佐田町役場

島根県告示第百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第一項の規定に基づき、次の者から市町村営土地改良事業の施行について協議があり、同条第五項において準用する同法第八条第一項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成十五年二月二十一日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
佐田町	中屋谷川地区用排水施設事業 (ため池等整備事業)	土地改良事業 計画書の写し	告示の日から 二十一日間	佐田町役場

島根県告示第百三十七号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成十五年二月二十一日

島根県知事 澄田信義

島根県報

事業名	完了年月日
竹崎本郷地区区画整理事業（県営ほ場整備事業）	平成十四年八月十九日 角井地区（第一工区）区画整理事業（県営ほ場整備事業） 平成十二年十一月三十日

島根県告示第百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により保安林の指定をするので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年二月二十一日

島根県知事 澄田信義

一 保安林の所在場所

美濃郡美都町大字丸茂六八九、六九〇、六九六、六九六の一、六九六の二、一四二三、二六九七の一から二六九七の三まで、二六九八、二六九八の一から二六九八の三まで、二六九九、二六九九の一、二七〇一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字丸茂六八九、六九〇、六九六、六九六の一、六九六の二、二六九七の一から二六九七の三まで、二六九九、二六九九の一、二七〇一

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美都町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第百三十九号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年二月二十一日

島根県知事 澄田信義

一 解除予定保安林の所在場所

大田市静間町字横枕一六五二、一六五三、一六五四

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第百四十号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第二百五十八号）第一百八条第二項の規定による同意があったと認めたので、同条第五項において準用する同法第二十五条の二第四項の規定により告示する。

平成十五年二月二十一日

島根県知事 澄田信義

(一) 加入区の名称

平田市加入区

(二) 加入区の区域

平田市漁業協同組合の地区の区域

(三) 漁業の区分

漁業災害補償法の規定する加入区の設定（平成十四年島根県告示第千九十一号。以下「加入区設定告示」という。）の五の項漁業の区分欄4に掲げる漁業の区分

二(一) 加入区の名称

平田市加入区

二(二) 加入区の区域

平田市漁業協同組合の地区の区域

二(三) 漁業の区分

加入区設定告示の五の項漁業の区分欄5に掲げる漁業の区分

三(一) 加入区の名称

平田市加入区

三(二) 加入区の区域

平田市漁業協同組合の地区の区域

三(三) 漁業の区分

加入区設定告示の五の項漁業の区分欄9に掲げる漁業の区分

島根県告示第百四十一号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成十五年二月二十一日

島根県知事 澄田信義

一 水域

島根県告示第百四十二号
漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第五項の規定に基づき、今津漁港の区域の水域及び陸域を次のように変更する。

平成十五年二月二十一日

島根県知事 澄田信義

原点（今津漁港西沖防波堤灯台・北緯三十六度一〇分三三秒、東経一三三度一八分三三秒）から七五度三〇分一五八メートルの地点をイ点とし、イ点から二三六度三〇分一八三メートルの地点（ロ点）に引いた線（イ線）、ロ点から二九四度三〇分二二八メートルの地点（ハ点）に引いた線（ロ線）及び陸岸により囲まれた海面並びにハ点から二三六度三九二メートルの地点をニ点とし、ニ点から三〇四度八三七メートルの地点（ホ点）に引いた線（ハ線）、ホ点から〇度二三六メートルの地点（ヘ点）に引いた線（ニ線）及び陸岸により囲まれた海面

二 陸域

水域の欄に規定するイ線、同欄に規定するロ線、同欄に規定するハ線、同欄に規定するニ線、同欄に規定するハ点から水際線に沿い同欄に規定するニ点に引いた線、同欄に規定するヘ点から二六度一〇六メートルの地点（ト点）に引いた線、ト点から一〇六度三〇分二八四メートルの地点（チ点）に引いた線、チ点から一二〇度三〇分七五メートルの地点（リ点）に引いた線、リ点から一四七度八五メートルの地点（ヌ点）に引いた

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

隱岐郡西ノ島町大字浦郷七二〇 門哲一

” ” 大字美田三五三一一三 藤田 美夫

2 加入区

3 西ノ島町加入区
浦郷漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間
告示の日から十五日間

2 縦覧場所
浦郷漁業協同組合

		県道		一般国道		道路の種類		区間	道路の区城	敷地の幅員	変更前
海潮穴道線		松江鹿島美保関		百八十七号		路線名					
八束郡宍道町大字上来待二四四〇番三地先から	同大字二四三七番八地先まで	八束郡宍道町大字上来待二四五二番一地先から	同大字二四五〇番四地先まで	八束郡島根町大字野波一八七三番一地先から同 大字五四三三番二地先まで		鹿足郡柿木村大字木部谷一〇一〇番地先から同 大字一〇〇九番二地先まで			九・四〇メートル		
八束郡宍道町大字上来待二四四〇番三地先から	同大字二四三七番八地先まで	八束郡宍道町大字上来待二四五二番一地先から	同大字二四五〇番四地先まで	八束郡島根町大字野波一八七三番一地先から同 大字五四三三番二地先まで		鹿足郡柿木村大字木部谷一〇一〇番地先から同 大字一〇〇九番二地先まで			一二・二一〇		
一一〇・〇〇〇	六・〇〇〇	一一一・〇〇〇	一一八・〇〇〇	一一八・〇〇〇	一一九・〇〇〇	一一六・〇〇〇	一一一・〇〇〇	一一一・〇〇〇	一一一・〇〇〇	一一一・〇〇〇	一一一・〇〇〇
一一七〇・〇〇〇	一一七〇・〇〇〇	一一一〇・〇〇〇	一一一〇・〇〇〇	一一三八〇・〇〇〇	一一三八〇・〇〇〇	一一三八〇・〇〇〇	一一九五・〇〇〇	一一九五・〇〇〇	一一九五・〇〇〇	一一九五・〇〇〇	一一九五・〇〇〇
松江土木建築事務所						津和野土木事務所		管轄する隠岐支庁、 土木建築事務所又は 土木事務所の名称		備考	
一一一一	一一一一	一一一一	一一一一	一一一一	一一一一	一一一一	一一一一	一一一一	一一一一	一一一一	一一一一

島根県告示第百四十三号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄する隠岐支庁、土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十五年二月二十一日

島根県知事 澄田信義

川本波多線		線 池田久手停車場		田儀山中大田線		湖陵掛合線							
邑智郡邑智町大字吾郷一九二二番一地先から同		邑智郡邑智町大字吾郷一七六五番一地先から同		大田市富山町山中二一六三番一一地先から同地番先まで		大田市富山町山中二〇六九番五地先から同地番		大田市富山町山中二〇六九番五地先から同地番		飯石郡掛合町大字松笠一八一三番一地先から同		飯石郡掛合町大字松笠一八一三番一地先から同	
前 A	後	前	後	前	後	前	後	前	後 B	前 B	A	後	前
五 ・ ○ ○ △ 六 ・ ○	四 ○ ・ ○ ○ △ 九 五 ・ ○ ○	五 ・ ○ ○ △ 七 ・ ○ ○	四 ・ ○ ○ △ 一 ○ ・ ○ ○	四 ・ ○ ○ △ 六 ・ ○ ○	五 ・ ○ ○ △ 九 ・ ○ ○	四 ・ ○ ○ △ 五 ・ ○ ○	七 ・ ○ ○ △ 三四 ・ ○ ○	六 ・ ○ ○ △ 一七 ・ 五 ○	三 ・ ○ ○ △ 三一 ・ ○ ○	三 ・ ○ ○ △ 三一 ・ ○ ○	一 ○ ・ ○ △ 三一 ・ ○ ○	三 ・ ○ ○ △ 三一 ・ ○ ○	三 ・ ○ ○ △ 三一 ・ ○ ○
一 四 五 ・ ○ ○	一 九 三 ・ ○ ○	一 九 三 ・ ○ ○	四 四 ・ ○ ○	四 四 ・ ○ ○	五 五 ・ ○ ○	五 五 ・ ○ ○	四 五 ・ ○ ○	四 五 ・ ○ ○	二 八 ○ ・ ○ ○	二 八 ○ ・ ○ ○	二 八 ○ ・ ○ ○	三 五 ○ ・ ○ ○	一 四 五 ・ ○ ○
川本土木建築事務所		大田土木建築事務所		木次土木建築事務所									
"	" "	" "	" "	" "	" "	拡幅	"	一部交換	町道移管	上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。ダブルウェイ解消	"	減幅	"

西郷都万五箇線		匹見左鑑線		津和野田万川線		鹿野六日市線		美濃地石見横田停車場線							
隠岐郡都万村大字都万字波走一四一六番一地先から同大字一四一九番一地先まで	隠岐郡都万村大字都万字カイ鳥平五三二一番一地先から同字五三二七番一地先まで	鹿足郡日原町大字左鑑二四四一番一地先から同地番先まで	鹿足郡津和野町大字山下一七六番三地先から同大字一七五番二地先まで	鹿足郡六日市町大字朝倉九七四番三地先から同大字九七八番二地先まで	益田市虫追町口二五四番一地先から同町口二五八番一地先まで	邑智郡邑智町大字吾郷一九二二番一地先から同大字一七五一番地先まで	益田市虫追町口二五四番一地先から同町口二五八番一地先まで	邑智郡邑智町大字吾郷一九二二番一地先から同大字一七五一番地先まで	益田市虫追町口二五四番一地先から同町口二五八番一地先まで	地番先まで					
三三・ 八九・ 〇〇	一九・ 三七・ 〇〇	三一・ 三三・ 〇〇	二一・ 三三・ 〇〇	六・ 一一・ 二〇	四・ 六・ 三〇	一四・ 一六・ 五〇	一六・ 一六・ 五〇	九・ 一六・ 四〇	九・ 一四・ 四〇	九・ 一四・ 四〇	九・ 一四・ 三〇	二一・ 三五・ 六〇	二一・ 三四・ 三〇	五一・ 五四・ 〇〇	五・ 六・ 〇〇
二五〇・ 〇〇	二五〇・ 〇〇	一六〇・ 〇〇	一六〇・ 〇〇	八〇・ 〇〇	八〇・ 〇〇	四四・ 〇〇	四四・ 〇〇	九八・ 一〇	一〇一・ 一〇	八七・ 〇〇	八七・ 〇〇	一四九・ 〇〇	一四五・ 〇〇		
隠岐支庁				津和野土木事務所		益田土木建築事務所									
〃	〃	拡幅	〃	減幅	〃	〃	〃	拡幅	〃	ダブルウェイ				上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。	

島根県告示第百四十四号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄する隱岐支庁、土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十五年二月二十一日

島根県知事 澄田信義

平成15年2月21日

島根県報

島根県告示第百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年二月二十一日

一 施行者の名称

平田市

島根県知事 澄田信義

(一) 収用の部分

(一) 変更なし
(二) 使用の部分
なし

二 都市計画事業の種類及び名称
平成十二年島根県告示第六百六十号平田都市計画道路事業三・四・一号平田環状線

三 事業施行期間

平成十二年八月十八日から平成十九年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

(一) 平成十二年島根県告示第六百六十号の事業地のうち平田市平田町字城ノ前地内において事業地を変更する。

(二) 使用の部分
なし

島根県告示第百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

島根県告示第百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年二月二十一日

島根県知事 澄田信義

(一) 収用の部分

(一) 変更なし
(二) 使用の部分
なし

二 都市計画事業の種類及び名称
仁多町一 施行者の名称
仁多町二 都市計画事業の種類及び名称
仁多都市計画下水道事業三 事業施行期間
仁多町公共下水道

平成六年十二月九日から平成十六年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

(一) 変更なし

島根県知事 澄田信義

一 施行者の名称

斐川町
二 都市計画事業の種類及び名称
平成六年島根県告示第八百五十三号出雲都市計画道路事業三・四・二十四号斐川中央線

三 事業施行期間
平成六年十月七日から平成十六年三月三十一日まで
四 事業地
平成十五年二月二十一日

(二) 使用の部分

平成六年島根県告示第一千十号並びに平成十三年島根県告示第二百五号の事業地のうち、仁多郡仁多町大字三成地内において事業地を一部追加する。

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定に基づき設立の届出のあつた政治団体は次のとおりであつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年二月二十一日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

一 その他の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
ふるさと昌龜の会	川上 昌彦	鳥屋尾 豊勝	簸川郡多伎町大字口田儀六五九一
曾田盛雄後援会	立石 真通	梶谷 邦夫	平田市鹿園寺町六八五
田村昌平後援会	入江 強一	野津 節郎	松江市西尾町一一四〇
石川としきを育てる会	石川 武義	手 錢 均	出雲市下古志町一八〇
田中仁後援会	多賀 輝雄	藤 原 敬子	大原郡木次町大字下熊谷九四五
志学てるお支援の会	志 學 輝 生	長 松 敬 子	浜田市浅井町一〇二一

島根県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定に基づき異動事項の届出のあつた政治団体は次のとおりであつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年二月二十一日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

一 政党

北国よしひさ後援会	小仲 收	舛谷 直行	八束郡美保関町大字美保関五三三
倉塚かおり後援会	倉塚 保	倉塚 保	仁多郡仁多町大字鴨倉二九
友塚正巳後援会	友塚 正巳	長谷川恵美子	出雲市塩治町二〇七六
川上ゆきひろ後援会	川上 光則	川上 廣盛	出雲市荒茅町二六〇二
新田勝己後援会	長元 利三郎	新田 博	浜田市治和町口二二七
岡野克俊後援会	岡野 俊夫	岡野 政子	浜田市朝日町一五一八
加田のりやす後援会	梅木 武芳	嘉藤 幸久	松江市西川津町二五〇
福井幸夫後援会	秋鹿 穎宏	田上 静雄	松江市下佐陀町九三
澄田信義氏を支援する女性委員会	小松 君江	小村 悅子	松江市灘町六五一一
			平成十五年二月二十一日

二 その他の政治団体										名 称		異動事項		異 動 内 容		
会計責任者		会計責任者		会計責任者		会計責任者		会計責任者		会計責任者		会計責任者		会計責任者		
ホシザキ電機労働組合 島根支部政治活動委員会	山本武士後援会	出雲高校四期生会	澄田信義を後援する	塩田宏満後援会	島根県調理師会政治連盟	会計責任者	代 表 者	会計責任者	代 表 者	会計責任者	代 表 者	新	異 動 内 容	旧	内 容	
福田 秀喜	中川 清	飯国 徹夫	一 出雲市大津町七二八一	柄川 覚	益田市常盤町二一一〇	大木 實	景山 一彦	日野 勝也	影山 永八	高木 賢一	池田 勝正	田村 友行	新	細川 茂美	内藤 秀男	部田 昭岳
半田 譲	小藤 常夫	伊藤 隆行	七 出雲市東神西町一一一	宮崎 碩碎	益田市久城町四七六一	一〇								旧		

島根県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十七条第一項の規定に基づき解散の届出があった政治団体は次のとおりであったので、同法第十七条第三項の規定により告示する。

仁多郡絲原徳康後援会		田村節美後援会		石倉俊紀後援会		奥西 正美		岩田 一郎	
代表者	会計責任者	代表者	会計責任者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者
奥田 耕次郎	犬山 彰	勝部加代後援会	内田たかし後援会	島根ビルメンテナンス政治連盟	田口 芳文	坂田 哲郎	松江市 雜賀町 一五二一	松江市 雜賀町 五〇六	稻田 サチエ
藤井 廣志	犬山 勇	犬山春江後援会	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	林 悟	田中 正彦	西尾 繁	高橋 隆一	
			松江市寺町一四八	八束郡東出雲町大字揖屋町五六〇一三	八束郡東出雲町大字揖屋町六六七一一				

平成十五年二月二十一日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

一 その他の政治団体

名 称	解 散 年 月 日
清流会、恩田汎史後援会	平成十四年十月三十一日
小室広志後援会	平成十四年十二月二十七日
長安司後援会	平成十四年十二月二十日
かおりと一緒に市政改革!実行委員会	平成十四年十二月三十一日
あし原やすえ後援会	平成十四年十二月三十一日
中島寿郎後援会	平成十三年十二月二十五日
渡辺正明後援会	平成十四年四月三日

島根県選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十九条第一項の規定に基づき届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年二月二十一日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

三

島根県告示第六百六十五号の表中

一、二八〇・〇〇

ページ

箇 所

誤

正

正 誤

平成九年八月一日付け島根県報第八七七号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

届出をした者	資金管理団体の名称	異動事項		異動内容
		新	旧	
大畠 誠司	大畠せいじ後援会	主たる事務所の所在地	益田市高津四丁目二二二四	益田市高津町イ二五五〇一七九

島根県選挙管理委員会告示第八号
島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十九条第三項の規定に基づき異動事項の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年二月二十一日

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の名
川上 昌彦	島根県議会議員	ふるさと昌龜の会	簸川郡多伎町大字口田儀六五九一	友塚 正巳
友塚 正巳	仁多町議會議員	仁多郡仁多町大字鴨倉二九	仁多郡仁多町大字鴨倉二九	友塚 正巳
友塚 正巳後援会				

平成15年2月21日

島根県報

第1,446号 (14)

平成十五年二月二十一日印刷

発行者

島

根

県

印刷所

松江市立学園

松島陽根印刷所

定価一箇月
金一千四百二十円

(送料共)

毎週火・金曜日発行